

元

本文の 15 (7月) 頁に記した 報告書の写し。

原本

昭和 44 年 8 月 31 日

須賀校長殿

倉本 雄三郎
小崎 正秀
石岡 繁雄

私たちの行動の報告書

去る 8 月 5 日、校長にお目にかかるて本校の運営に関する進言(要望書の提出)をいたしました。さらに今日までそれに関連する行動をとってきました。しかし今や進言の目的の一部を達成しましたことと夏期休暇が終了したことでもありますので、私たちは一教官としての立場にかえって、教育と研究に専心したいと存じます。ここに私たちの行動の終了にさいして、その概要を報告させていただきたく存じます。また私たちの出すぎた行動のため、校長にはいろいろとご迷惑をおかけしましたことを衷心からお詫び申し上げます。

なお私たちの行動に関し若干の誤解があるよう聞いておりますが、そういった誤解は、本校の将来の運営にとってマイナスになるかと存じますので、そうした方にこの報告書の写しを差しあげたく存じますが、この点ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。もとよりこの内容が学生にもれる心配がある所には差しあげません。またこの報告書に関し、事実誤認があれば、ご指導あり次第、訂正してお詫び申します。

(1) 私たちは、主として添書制に関し 8 月 1 日ないし 8 月 3 日にわたって慎重に検討しました結果、本校の運営方針変更の必要性を痛感し、校長に進言すべきであるとの合意に達しましたが、その点の可否について事務部長の意向を伺がうべきだと考え、8 月 4 日事務部長に面接しました。(このとき始めて寺沢学生主事から 7 月 7 日付で全国の他高専の学生主事あて添書制に関する文書が発送されていたことを知りました。)

事務部長の了解をえましたので 8 月 5 日校長に面接して進言の趣旨をご説明申し上げるとともに要望書をお渡ししました。校長は、私たちの進言は十分考慮しなくてはならないと申され、かつ新旧主事の会合を開いて意見を聞いたうえ、本校主事会議で検討したいと申されました。またその会合の前に、進言の趣旨を出来るだけ主事会議のメンバー個々にお伝えしておいた方が、会議の進行上有益であろうということで教務主事には校長、機械科主任、寮務主事および山田主事補には小崎、電気学科主任には小崎・石岡、一般科目主任と橋本前主事には倉本、学生主事・古橋主事補および千田主事補には石岡というように、

それぞれ説明しました。

8月11日の午前中に新旧主事の会合が、午後に主事会議がもたれましたが、主事会議では、8月19日に東京で開催される全国学生主事会議までは、現方針を変更せず、同会議の模様をみた上で、この問題を検討するとの結論に達したように聞きました。

(2) 私たちは、添書制に関する本校の運営方針の変更は、教育の本質に照らして、直ちに必要なものであり、しかも変更が一日でも遅れれば、それだけ過ちの傷を大きくするものと考えていましたので、この決定には失望しました。

しかし私たちは、方針変更の実現のために、つまり本校の誤りを正すためには、今後ともあらゆる機会を通じて主張することが、本校教官としても、また一国民の立場としても、私たちに課せられた義務であると考えました。まず8月13日、14日に開催される東海北陸地区の学生主事・寮務主事会議までに、方針の一部でも変更されれば幸であると考え、寮務主事補山田・千田両教官を通じて、校長および学生主事に対し、真実にもとづいて会議が進められるようお願いしました。その結果、添書制の撤廃に関し、本校指導教官から各クラスの学生にそれぞれ伝えられた3項目のうち、この会議では、第1項目と第2項目を発表し、第3項目については秘密にしておくという意向であることがわかりました。

(3) これまで申しあげてきたことありますが、次に私たちの主張を要約します。本校は次に記す2つの重大な誤りを犯しております。両者の関係は、第二の誤りは、第一の誤りから誘発されたものですが、第二の誤りの存在によって第一の誤りがいかに本質的なものであるかが判明します。また第二の誤りは、明らかに故意にもとづくものと考えられます。

第一の誤り……全国高専間の約束である添書制を、他高専の了解なく、その撤廃を学生に約束したこと（本校内は6月25日、外部は11月1日に撤廃）。これは明らかに、全国高専間における本校のルール違反であります。またこのことは、学生に「ルール違反をするな」という立場にある学校自身が、ルール違反をしたことであるので、この誤りは教育の立場から計り知れない重大さを持っております。なお、このことから生ずる弊害とか、この問題を解決するための方法等につきましての私たちの考え方は、8月16日の教官会議で発表しております。

第二の誤り……本校は、学生には添書制の撤廃を約束したが他方、全国の高専に対しでは、7月7日付寺沢学生主事から他高専の学生主事にあてた書簡（以下7月7日書簡と

記します)にみられるごとく(7月7日書簡を要約しますと、「本校は学生に対して添書制の撤廃を約したのではなく、添書制を前向きに検討することを約しただけである。しかるに一部学生は、それを添書制の撤廃と理解して、添書制の撤廃を記した文書を貴校学生会に送付しているようである。従って貴校の学生会にはそのようにご指導下さい。」となります。)また東海北陸地区校長会議とか主事会議での説明のごとく、本校は学生に対し、添書制の撤廃を約束してはいないような印象を与えている。これは明らかに偽りであり、本校学生会にとっては、名誉毀損的であります。

のことから生ずる他高専への弊害……他高専は、このためにいろいろな迷惑をうける可能性があります。たとえば、ある高専の学生会が豊田高専の学生会発行の添書制撤廃を記した文書によって(正式又はアングラルートにより)、豊田高専が添書制を撤廃したと考え、その高専の学生主事に「本校でも添書制を撤廃してもらいたい」と要望したとき、その高専の学生主事は、「豊田の学生主事の文書により、豊田では添書制を撤廃してはいない。つまり豊田の学生会は、偽りの文書を送付している」と伝えられるであります。しかし真相調査の結果、真実が判明すれば、その高専の学生主事は学生会に対して頭があがらなくなります。もちろん、その学生主事は7月7日書簡に対して怒られると思われます。また東海・北陸地区の会議等で豊田高専は偽りの資料を提出して会議を進めたわけですが、会議のメンバーがやがてその事実を知れば、時間の浪費等、大きな迷惑を感じられるであります。

のことから生ずる本校への弊害……9月の授業開始とともに、本校学生会は他高専の学生会から添書制撤廃の真偽に関する問い合わせを受ける可能性があり、そのとき本校学生会は、寺沢学生主事が「豊田高専の学生会は、偽りの文書を送付したと他高専に宣伝していた」という事実を知る可能性が十分にあります。このとき彼らは激怒し、真実を明らかにするため、一般学生の署名とか、指導教官の証言を集めることなどが考えられ、学校封鎖の口実を与えます。それどころか、7月7日書簡を全く知らされていない教官会議は、ことの意外さに驚くであります。いずれにしても、このような情況では、正常な教育はむつかしくなり、校長のいわれる本校の浮沈に関することになると考えます。

しかしながら上記のことは、私たちの推察にすぎませんので、そのような事態は現実には発生しないかも知れません。しかしそういうおそるべき心配が伴なうような現在の運営方針は、正しいものとはいません。私たちは、本校がそういう心配の伴なわないような方針に改めていただくことを切望するわけであります。

また方針を改めるにしましても、9月になって、万一にも上記学生のハプニングが発生してからでは、その効果は激減されます。従って夏期休暇中に方針を変更し、万全の、スッキリした体制を確立して、9月の授業開始にのぞんでいただきたいのであります。（私たちは、くり返し申し上げておりましたが、残念ながら、今や8月末となってしましました。）

(4) さて添書制に関する本校の方針が変更されるための最良の機会は、8月16日の教官会議でありますので、私たちは方針変更の必要性を記した文書を作成し、それを教官会議で読みあげたいと考え、校長の許可をえました。しかし校長の要望によって発表の内容を(3)でのべた第一の誤りのみに限定しました。またその旨を学生主事に伝えました。

しかし教官会議（校長は病気欠席）の議題には、添書制の議題が含まれておらず、私たちとしましては、校長が「添書制の問題は本校の浮沈にかかわる」といっていられるのに、なぜ議題に含まれていないか、不思議に感じました。また、発表文を教官会議で読みあげることにつきましても、教務主事（議長）から異議が出され、実現困難かと思われましたが、校長の許可をえている等を申し、やっと発表することが出来ました。

さて、上記発表がなされました結果、教官会議では、添書制の問題を検討するための臨時教官会議を、8月18日（月）の午前10時に開催することを内定しましたが、あとは校長の決定ということになりました。

私たちは、この臨時の教官会議によって本校の方針が正されるものと確信しましたので、8月19日の全国主事会議には、真実にもとづいた会議が開かれること、さらにあと2週間で近づいた9月の授業開始には、本校は自信のある体制で学生に囲むことが出来るにちがいないと、心から喜びました。

(5) しかしながら8月16日の夕方、臨時教官会議は、校長の都合により開催されないこと知り、深く失望しました。全国学生主事会議では、またしても虚偽の上に会議がもたれるという事態および9月の授業開始には、恐るべき可能性をもったまま置きなくはならないという事態は、ついに避ける方法がなくなったのかと、私たちは、私たちの微力を反省し声も出ませんでした。

しかし私たちは、本校のために、ここであきらめてはいけないと思い返し、何かほかに手段はないかと考えました。また本校の誤りを正すための手段ということではなくて「このような事情のとき、私たちはどうすべきか」という点について、何かよい智恵をさしきてくれる人はいないかと考えました。本校の世話をある名古屋大学の適当な方をたずね

るのは如何かと考え、名大の教官室とか自宅にも電話しましたが連絡がつきません。

そのとき本校の先輩校であり、本校と同様、名古屋大学を世話校とする鈴鹿高専の木村校長をお訪ねするのは、どうだろうかという話が出ました。しかしこの問題についてお知恵を拝借するといつても、それは本校の醜態を他校に知らせることになるので、大いにためらいました。もっとも、この件について木村校長をお訪ねするのが良策であるという私たちの考えは、去る8月5日校長に提出した要望書に、すでに記したことであり、またそのとき須賀校長は、それもよい方法ではあるとおっしゃっていたことであり、また名大のとき須賀校長の先輩だった木村校長がたとえ、本校の不始末を知られても本校の不利になるような扱かいをなされるはずないと確信出来ますので、自分たちの醜体を他に知せるという一般論はあたらぬとは考えました。

もちろん木村校長訪問について、須賀校長のお許しをうければ問題はないのですが、それではおそらく須賀校長は、本校主事会議にはかつてみるとおっしゃるのはまず確実であり、そうなれば8月19日の全国主事会議には間にあわなくなりますので、結局私たちは、この緊急事態を乗り越えるために、あとでお叱りをうけても、このさい須賀校長には内密で木村校長に相談にゆくべきだと考えました。

もとよりこのように踏み切った真の理由は、私たちの木村校長訪問には、本校の浮沈にかかる危機が軽減される可能性が必ずあるという確信であり、またそのように確信する以上、あとになって私たちが受けるであろうお叱りをためらって、それを実施しないということは、むしろ罪であると考えたことによります。正しい解決への可能性がそこにありますから、自分たちが泥をかぶるのを恐れて、いたずらに手をこまねいていることは、私たちは出来なかったのであります。

そこで私たちは8月16日の夕方、木村校長に「添書制のことでお伺いしたい」と電話しましたところ「いつまでも学校で待っている。」という返事がありました。私たちは豊田ー名古屋ー鈴鹿と夜9時半頃鈴鹿高専に到着し、事務部長の官舎で、午前1時半頃まで木村校長と懇談いたしました。

私たちは木村校長から受けるはずの、私たちがなした内ゲバに関するご叱責を、もちろん覚悟していましたが、木村校長は、観点を全国高専の教育を守ること、豊田高専を救うことおよび須賀校長の立場を良くすることに置いて、熱心に相談にのっていました。

木村校長は豊田高専の学生会が「高専制度解体まで戦う」という文書の送付に対しては激しく怒っていましたが、今回の問題については、「豊田高専は、全国高専間の約

束を一方的に破ったという事態を一刻も早くもとに戻すことが必要だと思う。またお互の失敗とか苦悩は、お互に腹を割って話し合い、協力し、知恵を出しあってゆくのがわれわれ高専の仲間である。前回の東海・北陸地区校長会議のときのように、偽りの資料にもとづく会議は、今後は絶対にしてもらいたくない。8月19日の全国学生主事会議で、もしも豊田の学生主事が偽りの報告をするようならば、それを阻止することが、高専全体のためであり、同時に豊田高専のためである。この点は確信出来るので、鈴鹿はそのための努力をしよう」と申され、また「あなた方は明8月17日(日)に本校の矢野学生主事と、全国主事会議にのぞむさいの具体的な打合せをしてもらいたい。私からも矢野学生主事にそのことを伝える」と申されました。

私たちは8月17日約4時間にわたって矢野氏と打合せをしました。結局、矢野氏は次のようにいわれました。「全国学生主事会議の会場で開会前に寺沢学生主事に会い次の点を話す。もし開会前に時間がないときには、開会式を欠席しても寺沢氏との話し合いの時間をつくる。私が寺沢氏に話す要点は「豊田さんでは、学生に添書制の撤廃を約束しておられ、また全面撤廃の通知が11月1日付で全国高専に発送されることになっている。これは明らかに全国高専間の約束違反であり、ルールを重んじようという高専の教育を破壊するものだ。しかも豊田さんは、そのことはかくし、われわれには『豊田では目下添書制を検討中』と説明していられる。私としてはそういうウソの会議には応ぜられない。いずれにしてもそういうルール違反が通るはずはないので、今日の会議では、豊田さんは、『豊田高専は添書制を実施する』といわれるべきだと考える。もしそうでないと私は、会議の席上、以上の事実を発表せざるをえない。なおこの点については、明日、木村校長の許可をえてから実行に移したい」と申されました。

私たちは翌8月18日、矢野氏から「木村校長の了承をえたので、打合せのように実施する」という電話をもらいました。

(6) 8月18日の夕刻、須賀校長から石岡に「君が木村校長に会いに行つたというウワサがあるがそれは本当か。会いに行くのはかまわないが、もしそうならば、宮城の全国高専体育大会に出発する前に、木村校長に会っておきたい」という電話がありました。石岡は秘密の漏洩の早さに驚きましたが、木村校長、倉本、小崎の了解をうるまでは秘密にしていいくてはいけないと、とっさに判断し「木村校長とは会つてはいない」と返答しました。しかしその直後、三人で相談し、木村校長の了解をえたうえで、須賀校長宅に赴き、一切をご説明申しあげ、須賀校長の了解なしに木村校長に会いに行ったことをお詫びしました。また私たちは、木村校長に、須賀校長が木村校長と明朝にでも会いたい旨の伝言を電話で

話しました。

(7) 私たち(小崎と石岡)は、矢野学生主事に、これまでのお札を申し上げるためと、全国学生主事会議の様子を聞くため、8月27日午後、鈴鹿へ行きました。鈴鹿高専で木村校長同席で矢野学生主事から全国学生主事会議の報告を聞きました。添書制に関する部分は次のようあります。「まず会場で豊田の朝日事務部長に会った。朝日氏は私に『本校の倉本、小崎、石岡が木村校長をたずねてお願ひしたそうだが、その点はあとから須賀校長から木村校長に了解をうるから、今日の席では何もいってくれるな』と言われたが、私は『もし今日も偽りの報告がなされるならば、私としては黙っておれない』と答えた。次に寺沢学生主事に会った。私は寺沢氏に私のメモを見てもらい『豊田は全国高専間の約束違反をしている。また地区の校長会議や学生主事会議では、われわれに偽りの報告をしていられる』と申したところ、寺沢氏は『全く申し訳けない』という返事であった。そこで私は『今日の会議では、豊田さんは、添書制を実施するといわれるべきだと思うがどうでしょうか』と尋ねたところ、寺沢氏は『自分もそのつもりでいる』といわれた。また会議の席上、寺沢氏から『本校としては、11月に撤廃を考えていたが、地区の校長会議、学生主事会議で廃止は、むつかしいということで、本校としては添書制は、本日の会議の決定にもとづき実施します』との発言があり、私は、寺沢氏の発言は、添書制実施のための、せいいっぱいの表現であると考えたので、席上発言はしなかった』ということありました。

(8) 8月28日、河口寮務主事と事務部長は、倉本を訪れられ、私たち3人が須賀校長に内密で木村校長を訪れたことは誤りであることおよび寺沢氏が東京で恥をかいた責任は3人にあること、とくに寺沢氏が大変な立腹であるから、3人は校長、寺沢氏に詫びるべきであるという申し入れがありました。倉本は『校長の許可をえないと出かけたことは、一般論としては感心したことではないので、お詫びするが木村校長にご相談にいった目的は、本校が現在進めている、いはば全国高専間の内ゲバともいるべき行為は、本校の浮沈にもかかわる重大事があるので、それを喰い止めたかったからであり、この点は8月18日夜、校長のご了解をえている。しかし重ねて詫びよといわれるならば、もう一度校長にお詫びしよう。しかし寺沢主事に関しては、もしも寺沢氏が全国主事会議で、偽りの報告にもとづいて会議をされるならば、寺沢氏が矢野氏に申し訳けないといわれたように、あとで会議のすべてのメンバーにお詫びせねばならなくなる。私たちの行為は、そういう事態を救うこと、目的の一つであったので、立腹される理由はないと思う。しかしそんなことよ

りも9月の授業開始と同時に予想される学生対策を具体的にどうするかについて、真剣に検討さるべきではなかろうか"という趣旨の返事をしました。そして翌8月29日私たち3名は校長にお目にかかるて、その点のお詫びを重ねて申しました。

(9) 8月30日、私たちは、ともかくも本校の方針変更の糸口をつくったことに満足することとし、ここに私たちの行動に終止符を打つことにしました。ただ残念でならないのは、正しい方向への糸口が、教官会議の討議という正しい経路によってなされたのではなくて、外部の力をかりざるをえなかった点であります。

それにしましても、このような内政干渉ともみられるような行為をあえてしていただいた、鈴鹿高専木村校長と矢野学生主事の正義感と本校への友情の大きさに、私たちは無限の感謝と感激をおぼえるものであります。

現在の私たちの心境は、この方針変更の糸口が原動力となって、本校が正しい方向へ急進展することおよび学生対策のための誠意と力強さをもった体制が打ち出されることを願うのみであります。

◆ ◆ ◆

その後の経過と反省

(1) 9月になって、私たちは、校長に詫びただけでは足りないから主事会議に対しても詫びよという要請を受けました。私たちは直ちに承知しました。しかしその詫び方にについて意見が一致せず実現しませんでした。私たちは「私たちが、かくかくのこととしたのは過ちであったのでお詫びします。」といって詫びたいと申しましたところ、「そのことには、いっさいふれないでただ“悪かった”といってほしい」ということであり、意見が一致しませんでした。また私たちは、主事会議以外の教官からもとかくの批難があるので、教官会議でもぜひ詫びたいと申しましたが、それには反対され実現しませんでした。（私たちは私たちの過ちに対しては、お詫びしてありますが、他方私たちの鈴鹿行きの動機となった7・7文書とか、他高専との偽りの会議といった過ちについて、主事会議は教官会議にいかなる詫びもなされていません。）

(2) 国の機関が国民に対し明らかに不利益な行為を続けており（6・25, 7・7, 他高専との偽りの会議、校長会議の土産のための処分を必至ならしめる雰囲気の醸成等）、また新たな危険がせまっているとき（8・19の全国学生主事会議）しかも、私たちが当該機関の内部でそれを正すべき方法を失なったとき、私たちは国家公務員としてどうしたらよいか、今なおはっきりしませんが、兄貴分である鈴鹿へゆくよりは上級の機関である文部省へゆくべきであったと思います。また私たちはこの間の事情を、本校の最高審議機関である教官会議に報告すべきでありました。もしもこれらのことをしていたならば、今回の紛争は防止されていたかもしれません。私たちの大きな反省であります。